

議案第55号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止について
次のとおり三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年6月18日

三朝町長 吉田秀光

平成11年6月23日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例
三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年三朝町条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。